青山剛昌ふるさと館再整備事業の実施に向けたサウンディング型市場調査実施要領

１　調査名称

　　青山剛昌ふるさと館再整備事業の実施に向けたサウンディング型市場調査

２　調査目的

　 現在、町では青山剛昌ふるさと館について、再整備の検討を行っています。この青山剛昌ふるさと館は単なる集客施設というだけでなく、地域活性化、産業振興、広域観光の拠点として位置づけています。

　　青山剛昌ふるさと館の施設設備から運営について、より魅力的な施設とするとともに、効率的で効果的な運営を実施し、賑わいの創出や地域振興に繋げたいと考えています。

　　本調査は、民間事業者のみなさまと「サウンディング型市場調査（以下、「対話」という。）」を通じて、青山剛昌ふるさと館再整備方式等の調整や、管理・運営に対する民間事業者の参画に係る市場性等を確認するほか、管理・運営候補者の検討に向けた条件整理の参考とすることを目的としています。

３　個別対話の実施方法

（１）日時　　令和４年７月26日（火）～８月10日（水）１時間程度

（２）実施方法　　①北栄町役場大栄庁舎での直接面談

　　　　　　　　　②Zoomミーティングによるリモート面談

　　※それぞれ具体的な場所や参加IDは個別にお知らせします。

（３）対象者　民間事業者等（当事業への参加意向を有する団体又はグループ）

※アイデア及びノウハウ保護のため個別に実施します。

４　参加申込・問い合わせ等

（１）参加申込

・対話への参加を希望される方は、エントリーシート（様式１）、事前ヒアリングシート（様式２）を、申込期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

１）申込期間　令和４年６月20日（月）～７月12日（火）　正午（必着）

２）申込先　北栄町観光交流課観光戦略室（北栄町役場大栄庁舎２階）

〒689-2292　鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1

メールアドレス：kouryu@e-hokuei.net

※持参の場合は、土・日・祝を除く、午前８時30分～午後５時15分とします。

（２）質問及び回答

・本要領等に対して質問がある場合、質問書（様式３）による質問を受け付けますので、下記期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

・質問に対する回答は町HPで随時行います。

１）質問受付期間：令和４年６月20日（月）～７月７日（木）　正午（必着）

２）提出先：北栄町観光交流課観光戦略室（北栄町役場大栄庁舎２階）

〒689-2292　鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1

メールアドレス：kouryu@e-hokuei.net

※持参の場合は、土・日・祝を除く、午前８時30分～午後５時15分とします。

※口頭・電話等による質問及び受付期間外の提出には応じません。

５　青山剛昌ふるさと館再整備事業の概要

整備方式等は主に次のような想定としています。

1. 整備・運営方式

青山剛昌ふるさと館の再整備に当たっては、町直営だけでなく民間活力を使った様々な事業手法を比較し、適切な規模の整備かつ安定した維持管理が継続できる施設運営を総合的に検討・判断していくことを想定しています。

1. 整備内容

基本構想のとおり、整備内容や導入機能を想定しています。

６　対話の主な内容

　　以下の項目等について、参加された民間事業者等のみなさまとの対話（ご提案をうけることや、町からのヒアリング等）をさせていただきます。

　　なお、お答えいただけない項目や内容があっても構いません。

1. 本事業への参画意向

　　・本事業へ参画する意向があるか

　　・業務負担範囲や事業参画形態の提案

1. 導入機能、配置、施設規模等の意見・提案

　　・青山剛昌ふるさと館に導入を希望する機能、配置、施設規模等の意見・提案

1. 青山剛昌ふるさと館の魅力向上に関する提案

　　・来館者満足度を高める施設運営や広報活動についての提案

1. 地域振興策、町民参加を促進する取組みの提案

　　・青山剛昌ふるさと館を活用した地域振興策の提案

・町民参加を促進する仕組みの提案

1. 初期投資の意向

　　・青山剛昌ふるさと館再整備にあたり、初期投資をされる意向があるか

・初期投資をされる場合、その範囲と必要な期間

（６）整備・運営方式への意見・提案

　　・青山剛昌ふるさと館の整備や維持管理等に係る運営方式（公・民）に関する意見・提案

（７）管理・運営料の目安、管理・運営期間の目安、収益の還元

・町が支払う管理・運営料

・最初の管理・運営期間

・青山剛昌ふるさと館経営により収益が出た場合の町への還元方法

（８）応募しやすい条件等

（９）その他

　・その他、再整備事業に関しての意見・提案等

７　留意事項

1. 参加及び対話内容の取扱い

　・対話への参加実績の有無は、青山剛昌ふるさと館の事業に参画していただく事業者の選定等には影響しません。

　・対話内容は、今後事業を進めるに当たって参考とさせていただきます。なお、双方の発言は、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら双方で約束を行うものではないものとします。

1. 対話に関する費用及び説明資料の提出

　・対話への参加に要する費用は、ご参加いただく民間事業者等の負担とします。

　・資料をご持参いただく場合は「５部」ご持参をお願いします。なお、ご持参いただいた資料は返却いたしません。リモートによる対話の場合は、対話予定日の「３日前まで」にデータを電子メールにて提出してください。

1. 対話への協力

　・必要に応じて追加対話（電話、文書照会等）を行う場合があります。

1. 実施結果の公表

　・対話の実施結果については、概要をホームページで公表します。

　・ご参加いただいた民間事業者等の名称及び企業ノウハウにかかわる内容は公表しません。

　・公表範囲は町で判断しますが、必要に応じて対話の際に、「公表不可」とされたい部分がありましたらお知らせください。

1. 参加除外条件

　・民間事業者等の代表者、役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第１項第２号に規定する暴力団をいう。）及び統制下にある団体又は構成員である場合は、参加することはできません。